

5 要介護認定の見直しについて

国の動向	倉敷市の対応(主なもの)
(1) 平成21年4月から要介護認定の見直しが行われる (主な見直し) ・認知症の方の調査項目を増やした ・82項目から74項目へ減らす ・一次判定に使われるデータの更新(H13 ⇒ H19) ・認定審査会の資料の変更 (目的) ・認知症の実態を把握する ・全国の認定のバラツキを防止する ・介護の手間を反映する	認定審査会委員への研修開催(平成21年1～2月) 認定調査員への研修開催 認定審査にかかわる市職員への研修 ・岡山県主催の研修への参加案内 ・倉敷市の研修開催 (内容)・要介護認定にかかる制度改正について ・認定審査会の運営について ・認定調査項目の変更について 等
(2) 有識者による、要介護認定の見直しに係る検証・検討会開催 (※要介護認定の見直しにより、軽く認定されるのではないかとの声が多数あがったため) ↓ 『検証を行っている間、更新申請の方に経過措置を実施することができる』と通知。 サービス利用者に引き続き安定的なサービスを提供するため希望があれば従前の介護度を引き継ぐというもの。	↓ 経過措置の実施 ・更新申請の方に、希望調書により希望を確認 (希望調書の提出にあたり申請代行の事業者・介護保険施設等の協力) ・検証を行う間、サービス利用者に引き続き安定的なサービスを提供するため希望があれば従前の介護度を引き継ぐ ・審査会の実施状況、認定結果等を国へ報告
(3) ①検証検討の結果及び今後の方針について通知 ・非該当及び軽度に認定された人が増加。 ・市町村から質問・意見が寄せられた認定調査項目を中心に見直す。 ②平成21年9月末申請分までで、更新申請の経過措置を終了 ③平成21年10月から調査項目の再度の見直し	審査会委員及び調査員を対象とした県主催の研修への参加案内 市においても審査会委員を対象に研修を開催 ↓ 10月申請の方から、見直された定義で認定調査を実施。
(4) 認定結果が申請者の実情と一致していないとの相談があった方の対応について通知 (対象) ・非該当と認定された方 ・申請者の実情と一致していない方 (特に平成21年4月～9月末までの新規申請者) (内容) ・再度の申請や変更申請等の申請等の相談に応じる	・平成21年4月～9月の検証期間中に非該当と認定された方に再度申請の勧奨案内を送付 ・高齢者支援センターに対し、相談があれば、対応するよう依頼 ・市窓口において、介護度が実情と一致していないとご相談のあった方に、再度の申請を勧奨 ・申請の代行を行なう、事業者、施設へ相談の対応を依頼